

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成23年7月19日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成23年2月1日付けの東建三総第24号による行政文書部分開示決定通知書によって明らかになった「平成18年7月18日に県庁砂防室で協議が交わされた詳細な内容が記載された復命書（砂防室としての考えに至った理由を含む。）」（以下「本件復命書」という。）の尾道市山波町にある砂防指定地内河川「浜田川」に設置されたボックスカルバート部及び床版部に関するもので、「尾道市だけではなく、他の市や町が砂防河川をBOXによる縦断占用により、川を覆った状態で道路として使用している実態があり、これとの整合性から、他の市や町に対しても行政指導を行う必要がある。」という記述に基づいて、次の（1）から（3）までの文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- （1）他の市や町が砂防河川をボックスによる縦断占用により、川を覆った状態で道路として使用している実態（以下「本件使用実態」という。）の概要等が記載されている文書（以下「本件請求文書1」という。）
- （2）上記（1）との整合性から、尾道市に対する行政指導を行った結果やその行政指導の具体的内容（以下「別件請求文書」という。）
- （3）他の市や町に対して行政指導を行った結果やその行政指導の具体的な内容が記載されている文書（以下「本件請求文書2」という。）

2 本件請求に対する決定

本件請求に対し、実施機関の担当部署のうち土木局道路河川管理課は、本件請求文書1及び本件請求文書2（以下これらを「本件請求文書」と総称する。）については不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成23年8月1日付け道河第90号で、東部建設事務所三原支所は、別件請求文書については条例第10条第2号に該当する情報を不開示とした行政文書部分開示決定を行い、同月2日付け東建三管第481号で、それぞれ異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成23年8月22日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの）第6条の規定

により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、本件請求文書を隠匿した不当な処分である。本件請求文書に記載されている事実は、自らの組織にとっては都合の悪い内容であることから組織的に情報を隠匿したものであり、当該裁量権の濫用は決して容認できるものではない。本件請求文書は、広島県内の担当部署が当然に作成又は取得しているものであり、行政上の監督官庁の責務として当然に保有していると思料されることから、本来は正当に開示すべき本件請求文書を速やかに適正に開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

異議申立人が開示を求めているのは、「尾道市を除く市や町」の「ボックスによる縦断占用により、川を覆った状態で道路として使用している実態」に係る文書である。

しかし、尾道市を除く市や町でボックスによる縦断占用により、川を覆った状態で道路として使用していることに関する行政文書は存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

当審査会において本件復命書を見分したところ、本件復命書は、尾道市による砂防指定地内河川浜田川の縦断占用等の取扱いについて、実施機関の尾三地域事務所建設局の職員と土木部土木整備局砂防室の職員が協議したことを、その内容とするものであった。そして、本件請求文書は、本件復命書のうち、「他の市や町が砂防河川をBOXによる縦断占用により、川を覆った状態で道路として使用している実態があり、これとの整合性から、他の市や町に対しても行政指導を行う必要がある」という記載に関し、その事実関係を確認できる文書として請求されたものである。

本件請求文書1について実施機関に確認したところ、本件使用実態に起因して、尾道市以外の県内の市や町からも、広島県砂防指定地管理条例（平成14年広島県条例第47号）第3条第1項及び第4条第1項の許可に係る第6条の協議はなされておらず、図面その他の本件使用実態の概要等が記載されている文書は提出されていないとのことであった。

また、砂防指定地や砂防設備の管理業務遂行上も、本件使用実態の概要等が記載されている文書を作成したり、取得するといったこともなかったとのことである。

次に、本件請求文書2については、本件使用実態について、尾道市以外の県内の市や町に対して行政指導を行った事例はないことから、当該市や町に対して行政指導を行った結果やその具体的な内容が記載されている文書も存在しないとのことであった。

そうすると、本件請求文書は不存在であるとの実施機関の説明は、不自然、不合理とまではいえず、実施機関がこれを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

2 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24. 3. 5	・ 諮問を受けた。
平成30. 11. 5	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
平成30. 12. 6	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
平成31. 1. 16	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 2. 11. 20 (令和 2年度第 7回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 2. 12. 18 (令和 2年度第 8回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 3. 1. 22 (令和 2年度第 9回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第 3 部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 (部 会 長)	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授